

第四次天童市男女共同参画推進計画(素案) ~ てんどうハーモニープラン~

天童市職業生活における女性活躍推進計画 天童市DV防止基本計画

(令和3年度~令和8年度)

≪令和3年1月28日現在≫

天童市

目 次

第	1	章 計画策定に	当たっ	て																	
	1	計画策定の趣	旨			•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		2
	2	計画期間及び	名称		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		3
	3	計画の性格・	枠組み	٠		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		3
第	2	章 これまでの	取組と	:現	犬																
	1	施策の取組と	成果		•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		5
	2	社会情勢の変	化			•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		7
	3	男女共同参画	の動作	ij	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	0
	4	男女共同参画	の課題	Ē	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	7
第	3	章 計画の基本	的な力	亍針																	
	1	目指す社会		•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	8
	2	基本理念		•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	8
	3	基本目標		•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	1	9
	4	施策体系		•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2	0
	5	基本目標に基	づく指	f標			•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2	1
第	4	章 基本目標ご	との旅	策(の方	向															
	基	本目標1 男女	共同参	画	生会	の	実	現に	向	け	<i>t</i> :	基盟	とづ	<	IJ						
		施策の方向 1	男女双	マ方(の意	識	改	革及	とび	多	様	性り	こ対	す	る	理	解	•	•	2	3
		施策の方向2	若年女	(性)	が自	己	実	現て	ぎき	る	天	童「	方の	魅	力	(D)	創	出	•	発	信
						•	•		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	2	5
	基	本目標2 いき	いきと	: 男?	女が	共	に	舌躍	【で	き	る:	環均	竟づ	<	IJ						
		施策の方向3	政策•	方針	計決	定	過和	怪へ	へ の	女	性	のす	多画	拡	大	•	•	•	•	2	6
			【天童	重市理	散業	生	活り	こま	らけ	る:	女	生活	舌躍	推	進	計	画	(施	策	の力	前 4~6)]
		施策の方向4	雇用•	就	業に	お	けん	る男	女	Ø:	均	等力	よ機	会	ځ	待	遇	の	確	保	と
		ハ	ラスメ	ン	トの	防	止		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	3	0
		施策の方向5	仕事と	:生	舌の	調	和	(ワ	<i></i>	ク	•	ラィ	イフ	•	バ	ラ	ン	ス))	0	実
		現	•	•	• •	•	•		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	3	2
		施策の方向6	女性の)職	業生	活	にこ	おけ	ける	活.	躍(の扌	隹進				•	•	•	3	5
		施策の方向7	地域に	こおり	ナる	男	女	共同	多	画	の1	促让	隹				•	•	•	3	7
	基	本目標3 支え	合い多	全	・安	心	に	暮ら	せ	る	社:	会~	づく	IJ							
		施策の方向8	【天童	[市]	ΟV	防	止	基本	計	画											
			あらら	りるま	暴力	を	根網	絶す	つる	た	め	の扌	表盤	づ	<	ŋ	•	•	•	3	9
		施策の方向 9	生涯を	(通	じた	健	康~	づく	り	支	援				•	•	•	•	•	4	2
		施策の方向 10	生活上	:困冀	誰を	抱.	える	る人	.~	Ø) 5	対ル	去と	: 環	境	<u>の</u>	整	備	•	•	4	5
第	5	章 計画の推進		•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	4	8

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成11年に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の形成を 促進するとしています。これを受け国では、男女が社会の対等な構成員として、意欲に 応じてあらゆる分野で活躍できる社会を目指し、「男女共同参画基本計画」を策定しまし た。

平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「D V防止法」という。)」が施行され、平成19年改正により市町村に対して配偶者等からの暴力を防止する対策や救済に関する基本計画の策定が求められました。また、同年に、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を示しています。平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が施行され、地域経済や地域社会の活性化に向けて、女性の活躍を推進する機運が高まりを見せています。平成30年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進しています。

「男女共同参画社会基本法」に基づき策定された国の「男女共同参画基本計画」は、 その後、平成17年に「第2次」、平成22年に「第3次」、平成27年に「第4次」、令和2年に「第5次」と改訂され、時代に対応しながら見直されてきました。

本市では、男女間の格差を解消し、男女が互いの人権を尊重し合い、対等なパートナーとして支え合える社会を目標とし、「天童市男女共同参画社会推進計画」(計画期間:平成13年度~22年度)を平成13年3月に策定しました。平成23年3月にはその改訂版「第二次天童市男女共同参画社会推進計画」(計画期間:平成23年度~27年度)を、さらに、平成28年3月には、その改訂版「第三次天童市男女共同参画推進計画」(平成28年度~令和2年度)を策定し、天童市職業生活における女性活躍推進計画及び天童市DV防止基本計画を新たに加えた内容としています。

男女共同参画の実現に向けて、男女共同参画の意識の啓発や各種施策の推進に取り組んできている中で、性的指向や性自認等の多様な性への理解促進や持続可能な開発目標 (SDGs)(以下「SDGs」という。)などの新たな課題への対応や、仕事と育児等との両立を図り、更なる女性活躍に向けた取組が必要となっています。

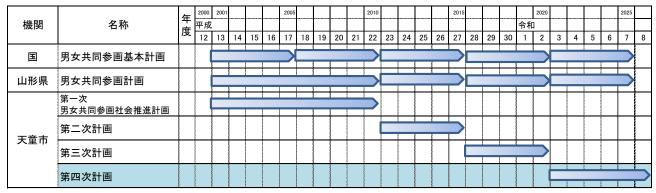
こうした流れを踏まえて、これまでの取組を引き継ぎ発展させる新たな計画として、「第 四次天童市男女共同参画推進計画」を策定するものです。

※ 持続可能な開発目標 (SDGs)

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標。施策のタイトルの隣に関連する SDG s のアイコンを表示。

2 計画期間及び名称

第四次計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6か年とします。また、名称は、「第四次天童市男女共同参画推進計画~てんどうハーモニープラン~」とします。



3 計画の性格・枠組み

(1) 計画の性格

第四次計画は、男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日公布・施行)及び第 七次天童市総合計画に基づき、本市の男女共同参画を推進する計画です。これまでの「天 童市男女共同参画推進計画」の取組を踏まえて、継続して取り組む施策と新たな課題に 対応する施策を総合的に示します。

(2) 枠組み (男女共同参画社会基本法)

ア 国・地方公共団体及び国民の役割

男女共同参画社会基本法には、国・地方公共団体及び国民の役割について、次のように規定されています。

国の責務

(第8条)

基本理念に基づき、男女共同 参画基本計画を策定。

積極的改善措置を含む男女共 同参画社会づくりのための施 策を総合的に策定・実施。

地方公共団体の責務 (第9条)

基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。

地域の特性を活かした施策の展開。

国民の責務 (第10条)

男女共同参画社会づくり に協力することが期待さ れている。

イ 男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上する。働き方の多様化が進み、男女が共に働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮できる。

家庭生活の充実

家族を構成する個人が お互いに尊重し合い協力 し合うことによって、家族 のパートナーシップが強 化される。

仕事と家庭の両立支援 環境が整い、男性の家庭へ の参画が進むことによっ て、男女が共に子育てや教 育に参加できる。

地域力の向上

男女が共に主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、 地域コミュニティーが強化される。

地域の活性化や暮らし 改善のほか、子どもたちが 伸びやかに育つ環境が実 現される。

一人ひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動の場で、男女が共に

夢や希望を実現

ウ 法的位置づけ

男女共同参画社会基本法

市町村男女共同参画計画

DV防止法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律

市町村基本計画

女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律

市町村推進計画

天童市総合計画

天童市男女共同参画 推進計画

第2章 これまでの取組と現状

1 施策の取組と成果

基本目標 1 男女共同参画の意識の高揚と、認め合う社会基盤づくり

- ・市ホームページ、市報、パネルの展示など男女共同参画推進や人権啓発に関する周知を行い、意識の高揚を図りました。また、天童市男女共同参画社会推進委員会と連携して、「タウンミーティング」、「市民の集い」、「標語募集」の事業を実施し、男女共同参画社会の普及啓発に努めました。
- ・地域では、地域いきいき講座を通じて多様なニーズに応えられる学習機会の提供や、 男性の料理教室を開催するなどして、男性の家事参加への意識の高揚を図りました。また、高齢者を中心とした集いの場「地域カフェ」を開催し、交流及び介護予防の提供の場を設けました。
- ・各種申請書の性別欄を撤廃することにより、性差に関する偏見を解消する取組や、山 形人権擁護委員協議会天童市部会と連携し、人権相談では女性の人権についても積極的 に行いました。

基本目標2 一人ひとりがいきいきと働き、充実した豊かな生活をおくることができる環境づくり

- ・関係団体と連携し、男女共同参画に関する各種制度の周知や、山形県労働委員会が開催する労働相談会や女性を主な対象とした就職相談会の開催の周知に努め、雇用の促進を図りました。
- ・保育利用者支援員などを設置することで相談体制を充実し、認定こども園、認可保育 所及び小規模保育事業所、病児・病後児保育施設、地域子育て支援拠点施設の整備等を 行い、男女が共同して育児ができるよう保育サービスの充実を図り、安心して働ける環 境づくりに取り組みました。

基本目標3 支え合い安心して生活できる環境づくり

- ・生涯にわたり心身共に健康な生活を送ることができるように、特定保健指導、健康相談、健康教室、健康マイレージ事業など、楽しみながら実践できる運動や健康づくり事業を実施しました。
- ・母子保健支援専門員が、妊娠届出時や妊娠後期に個別の相談支援を実施し、安心して 子育てができるよう支援しました。
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせたパネル展示等の啓発活動を行いました。 DV被害の早期発見に向け、関係する部署、警察や県、県内市町村の婦人相談窓口等と の連携を図り、情報収集や調査等の協力を行いました。また、家庭児童相談員、母子・ 父子自立支援員の設置を行い、相談及び支援体制の充実を図りました。女性相談センタ ーと連携し、暴力等からの一時保護を実施するとともに、母子生活支援施設に入所して いる子どもの健全な育成と母親の生活の自立を目指すための生活基盤を整える支援を行いました。

基本目標4 男女が共に活躍できる環境づくり

・各種審議会等の女性委員の構成比率の目標値は30%ですが、令和元年度末現在22. 8%であり、女性委員の登用率は年々微増しています。地方自治法に基づく委員会のみを見ると30.3%と目標を達成しています。女性の視点や意見をより多く反映させるために、審議会等委員への女性の任用を促進しました。

2 社会情勢の変化

(1) 少子化の進行と人口減少社会の到来

我が国の総人口は、少子高齢化の急速な進展により、平成20年をピークに人口減少の局面に入り、令和元年の全国の合計特殊出生率※は1.36と平成28年から低下し、 今後も急減すると見込まれています。

本市の人口は、平成15年12月末の人口63,509人をピークに、平成22年から横ばいとなっています。

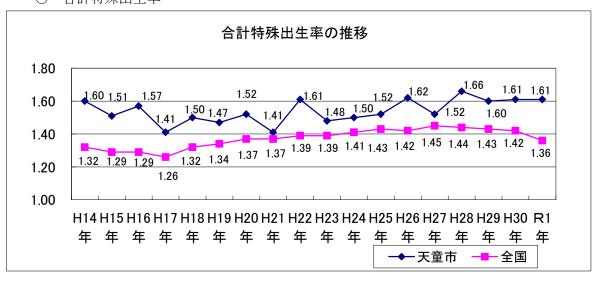
○ 天童市の総人口の推移



資料:住民基本台帳(各年12月末) 平成24年度から外国人を含む。

資料:山形県

○ 合計特殊出生率



※ 合計特殊出生率

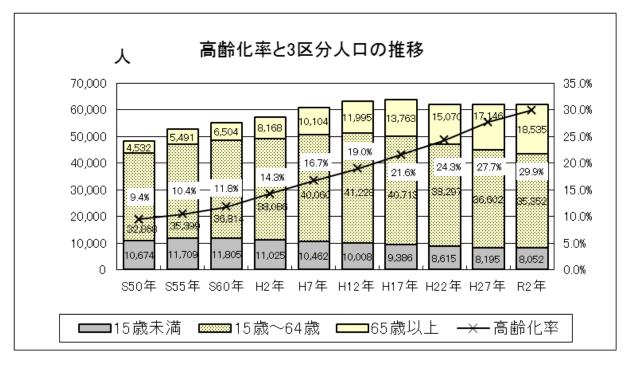
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数を表す。

(2) 高齢化の進行と家族形態の変容

日本の高齢化は、世界に類を見ない速さで進んでおり、本格的な高齢社会が訪れています。本市の令和2年9月末現在における高齢化率は29.9%まで増加しています。

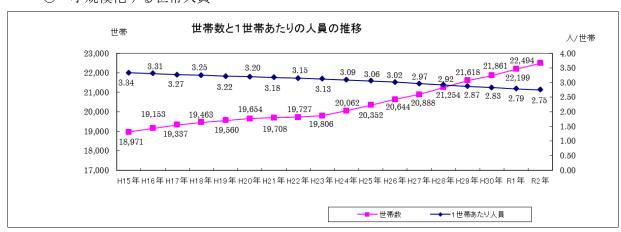
また、高齢化や未婚化による単身世帯の増加など世帯の小規模化が進んでいます。

○ 減少する年少人口と増加する高齢化率



資料:国勢調査 (R2 年は9月末の住民基本台帳による。)

○ 小規模化する世帯人員



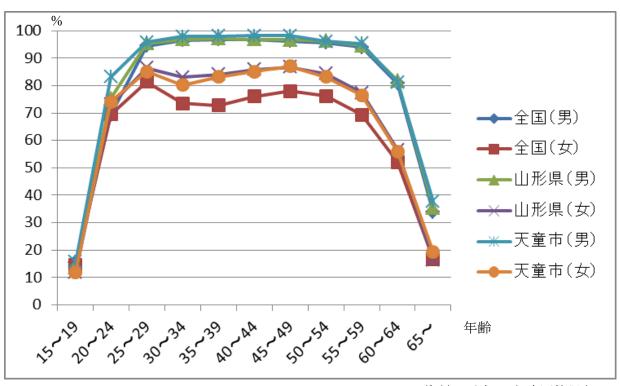
資料:住民基本台帳(各年3月末) 平成24年度から外国人を含む。

(3) 女性の労働力の現状

労働力率のグラフは、男性が台形型を描くのに対し、女性は子育て期に当る30代を底とするM字カーブ※を描く傾向にあります。本市では、全国と比較するとその底が非常に浅くなっています。

また、女性の労働力率は全ての年代で高い傾向にあり、育児や介護をしながら働いている女性の割合が高い状態にあると考えられます。

〇年齢階級別労働力率



資料:平成27年度国勢調査

※ M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

3 男女共同参画の動向

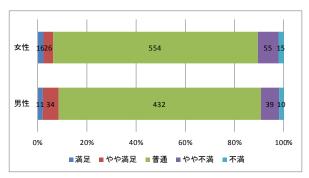
(1) 市民満足度・重要度アンケート調査結果

令和2年1月に行った市の施策についての「市民満足度・重要度アンケート調査」(標 本数3,000/回収数1,276)において、男女共同参画社会の推進に関する満 足度を聞いたところ、「不満」・「やや不満」と答える女性の割合が男性の割合よりも多 くなっています。

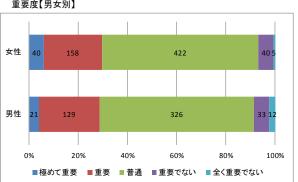
また、重要度については、20~29歳と70歳以上の年代において、「極めて重 要」・「重要」と考える人が多く、今後も男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進 していきます。

【問】 男女共同参画社会の推進について「性別を問わない人権尊重の意識啓発」・「男女 共同参画機会の拡充」など、どの程度満足し、重要と考えているか、「満足度」・「重要度」 それぞれの選択肢から1つ選んでください

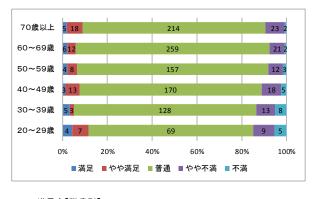
満足度【男女別】



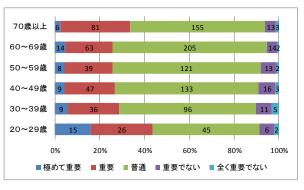
重要度【男女別】



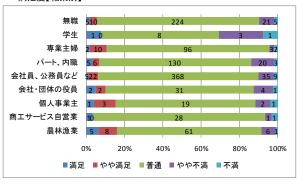
満足度【年齢別】



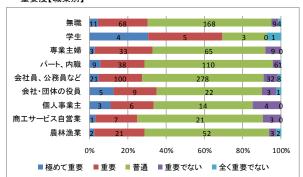
重要度【年齢別】



満足度【職業別】



重要度【職業別】

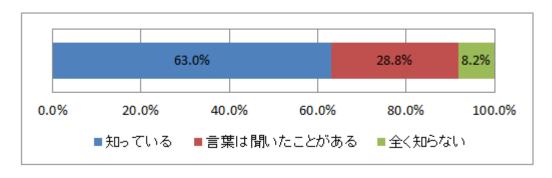


(2) 天童市男女共同参画アンケート調査結果

令和元年度に開催した市民の集い及びタウンミーティングの参加者を対象に、男女共 同参画についてのアンケートを実施しました。

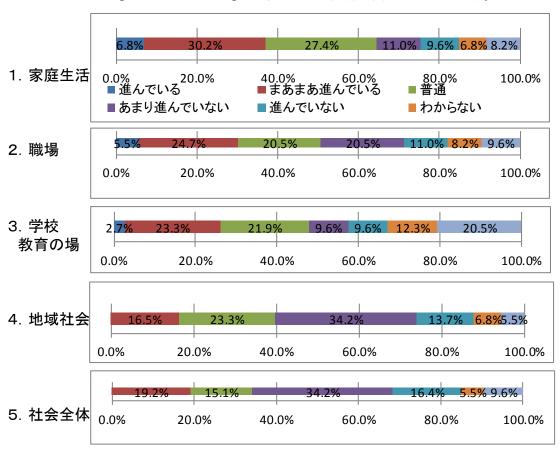
○ 男女共同参画という言葉

男女共同参画という言葉を知っているか尋ねたところ、「知っている」(63.0%)「言葉は聞いたことがある」(28.8%)となっています。



○ 社会・生活における男女共同参画の現状

以下のような環境で、男女共同参画は進んでいると思うか尋ねたところ、「進んでいる」・「まあまあ進んでいる」と答える人の割合が高い順は、家庭生活→職場→学校教育の場→社会全体→地域社会となっている。社会全体や地域社会においては、「あまり進んでいない」・「進んでいない」と考える人の割合が高くなっています。



(3) ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識調査

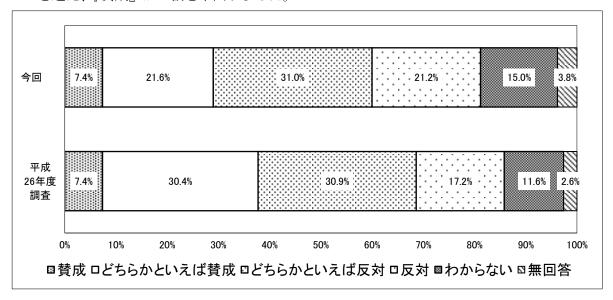
調査期間:令和元年8月~9月

調查地域:山形県全域

調査対象:18歳以上の男女2,000人調査方法:郵送による調査・ウェブ調査

ア 固定的な役割分担意識※

「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方については、「賛成である」 (7.4%) と「どちらかといえば賛成である」 (21.6%) を合わせた『賛成』 が 29.0%、「どちらかと言えば反対である」 (31.0%) と「反対である」 (21.2%) を合わせた『反対』が 52.2%となっており、初めて『反対』が 5割を超え、『賛成』が 3割を下回りました。



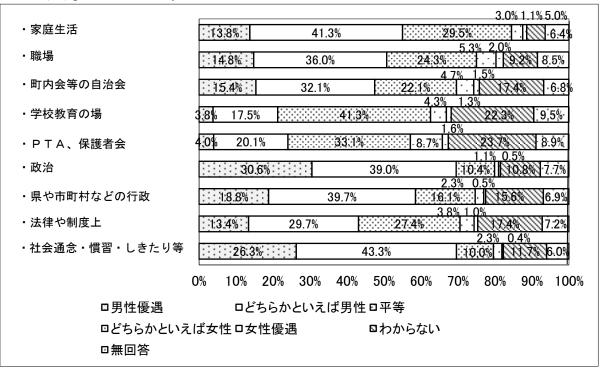
※ 固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識。代表的な例としては、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等の意識

イ 男女の地位について

男女の地位の平等意識については、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた『男性優遇』では、「政治」と「社会通念・慣習・しきたり等」がいずれも69.6%と最も高く、次いで「県や市町村などの行政」(58.5%)、「家庭生活」(55.1%)となっている。

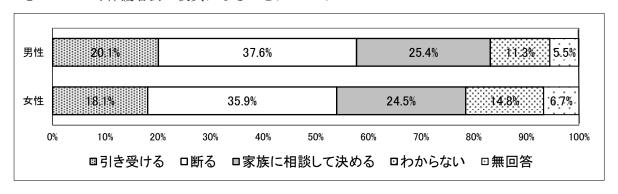
一方、「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合わせた『女性優遇』では、「PTA、保護者会」が唯一1割を超えたものの、他の分野では1割を下回っている。『男性優遇』と『女性優遇』で最も差が見られたのは「政治」となっている。



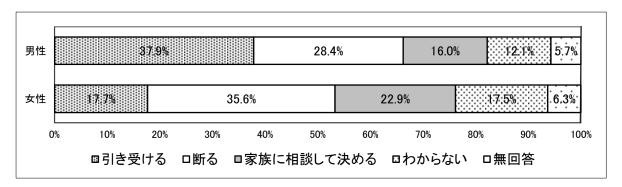
ウ 役職の要請への対応について

地域や職場、各種審議会等の役職に就いて欲しいという要請があったときに引き受けるかを尋ねたところ、いずれの役職でも男性の方が女性よりも引き受ける割合が高くなっています。「断る」は、「PTA、保護者会の役員」のみ女性(35.9%)が男性(37.6%)より低くなっています。「家族に相談して決める」は、「職場の管理職や役員」を除き、男性の方が女性よりも高くなっています。

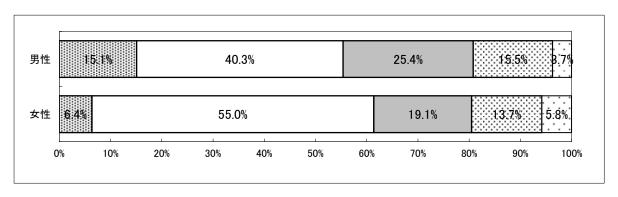
○ PTAや保護者会の役員になることについて



○ 職場の管理職や役員になることについて



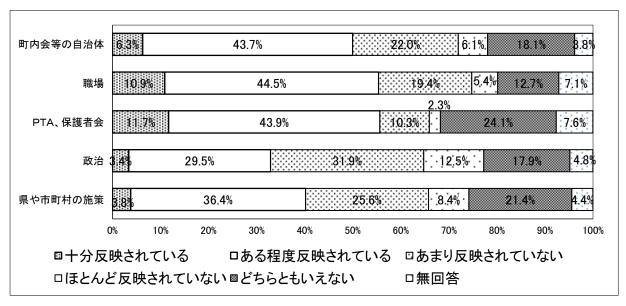
○ 審議会等の委員になることについて



エ 各分野への女性の意見や考え方の反映について

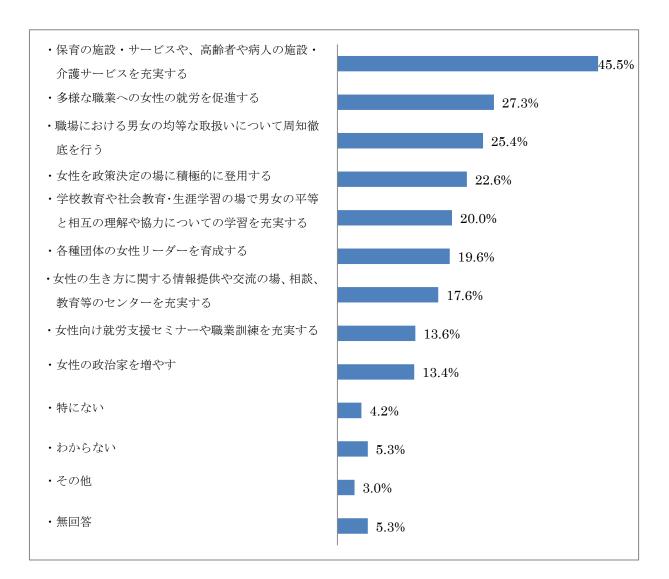
各分野への女性の意見や考え方の反映については、「十分反映されている」と「ある程度反映されている」を合わせた『反映されている』は、「PTA、保護者会」が55.6%と最も高く、次いで「職場」(55.4%)となっています。

「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」を合わせた『反映されていない』は、「政治」が44.4%と最も高く、次いで「県や市町村の施策」 (34.0%) となっています。



オ 女性の社会参画の促進について

女性の社会参画の促進や社会的地位向上を図るために、県や市町村は今後どのような取組が必要か(〇は3つまで複数選択可)を尋ねたところ、女性の社会参画の促進に必要な取り組みについては、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設・介護サービスを充実する」が(45.5%)と最も高く、次いで「多様な職業への女性の就労を促進する」(27.3%)、「職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底を行う」(25.4%)となっており、育児介護等の負担軽減や就労環境の改善が望まれています。



(4) 多様な性の尊重について(性的指向と性自認)

性的指向・性自認に関する調査結果について

国立社会保障・人口問題研究所等の研究者からなるプロジェクトによる大阪市民を対象とした調査 (2019年1~2月実施)では、LGBTまたはアセクシャルに該当すると回答した人は3.3%、「決めたくない、決めていない」と答えた人を含めると8.2%という結果がでています。この調査は、「大阪市の市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」と題して、大阪市の協力を得て、大阪市の住民基本台帳から無作為に抽出した18~59歳の15,000人にアンケートを郵送して実施したものです。(有効数4,285人)

出典:「働き方と暮らしの多様性と共生」研究チーム

平成 28 年~令和2 年度 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(基盤研究(B)) 「性的指向と性自認の人口学-日本における研究基盤の構築」(課題番号 16 H 0 3 7 0 9)助成事業(厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所)

性的指向とはどのような性別に魅力を感じるかという方向性のことであり、性自認とは自身の性別についての自己意識(Sexual Orientation & Gender Identity)のことです。これらの頭文字をとってSOGI(ソジ)と呼びます。

異性愛(性的指向が異性に向く人)かつシスジェンダー(出生時に登録された性別に違和を感じることなく生きている人)以外の人は、いわゆる性的マイノリティと呼ばれます。しかし、あらゆる人が何らかのSOGIのあり方をしており、必ずしも特定のカテゴリーに明確に分類できるものではなく、性のあり方はスペクトラムとして存在していると言われています。

LGBTは、レズビアン(性自認が女性で、性的指向が女性に向く人)、ゲイ(性自認が男性で、性的指向が男性に向く人)、バイセクシュアル(異性にも同性にも性的に魅力を感じる可能性がある人)、トランスジェンダー(出生時に登録された性別とは異なる性を生きている人)、この4つの頭文字を並べたものです。

性的マイノリティにはLGBT以外にも様々なあり方があります。最近はLGBTQ、LGBT+などの表現も使われることがあります。アセクシュアル(他者に性的な魅力を感じるということがない人)、パンセクシュアル(あらゆる他者に対し、その性別等を顧慮することなく性的に魅力を感じる可能性がある人)、クィア(規範的な性のあり方に対して、批判的であったり不服従であることを誇りをもって表す言葉)、クエスチョニング(性的指向や性自認を確定しないあり方)などです。

文部科学省は、平成28年4月に、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応などの実施について(教職員向け)」を公表し、教職員の理解を促進する方針を示しました。また、平成29年に「いじめ防止等のための基本的な方針」が改正され、令和2年6月にパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行されるなど、学校や職場において性的指向・性自認等を理由とするいじめ・ソジハラスメントの防止が明記されました。性的指向・性自認にかかわらずに活躍できる組織を目指す企業や、同性カップルを結婚に相当する関係であるとして証明書類を発行するパートナーシップ制度※を導入する自治体も増えており、多様な性を尊重する社会の実現が求められています。

※ パートナーシップ制度

地方自治体が、同性カップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行する制度。

4 男女共同参画の課題

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、対等な社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている性別に基づく固定的な役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定観念の解消、人権尊重を基本とした 男女平等観の形成などが引き続き大きな課題となっています。

国の第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっては次のような社会情勢現状及び課題が掲げられています。

- ①新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- ②人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ③人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- ④法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への 参画拡大
- ⑤デジタル化社会への対応 (Society 5.0%)
- ⑥国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- ⑦頻発する大規模災害
- ⑧SDGsの達成に向けた世界的な潮流

山形県の男女共同参画計画及び第四次山形県DV被害者支援基本計画の策定に当たっては次のような課題が掲げられています。※山形県の計画の最終案が出てから掲載します

第四次男女共同参画計画の策定に当たっては、国や県の計画に準じながら、上記のような経済社会環境の変化を踏まえ、市民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる、持続可能で活力のある男女共同参画社会の形成の促進を図っていく必要があります。

[%] Society 5. 0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

1 目指す社会

少子高齢化による人口減少など社会情勢の変化に対応しながら、持続可能で活力のある天童市を維持していくために、市民一人ひとりが性別や年齢にかかわらず個性や能力を十分に発揮できるように、男女共同参画及び女性活躍の推進、DVの防止について指針を定めるものです。

「第四次計画」は、天童市総合計画との整合を図りながら、目指す社会を次のよう に定め、計画の推進を図ります。

目指す社会:

誰もが希望に満ち 一人ひとりが認め合う 持続可能なまち

2 基本理念

男女共同参画を推進するに当たっては、次の4つの基本理念に沿って、各種施策を 策定し、総合的かつ計画的に推進します。

基本的な人権の 尊重

互いを一人の独立した個人とした個人としたの性と能力が十分に発揮で多様性に富んだ活力のきまれたにしていきます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

仕事と生活の調 和が図られ、男女 が共に充実した職 業生活、社会生活、 家庭生活を送るこ とができる社会に していきます。

安全・安心な 暮らしの実現

あらゆる分野で の共同参画の 推進

3 基本目標

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

性別にかかわらず、個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できる持続可能な社会を維持していくために、家庭・職場・地域・教育等のあらゆる分野に参画していくことが大切です。性別による固定的な役割分担意識などの無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)を解消するとともに、性的指向・性自認等の多様な性への理解を深めるため、男性と女性双方の意識改革を推進します。

また、若年女性の転出超過を抑制するために、希望する生き方で、働き暮らし続けることができる環境づくりを行います。

基本目標2 いきいきと男女が共に活躍できる環境づくり

男女共に働き続けることができるために、ライフステージや新しいスタイルの働き方に 対応した、多様で柔軟な働き方の実現に向けてワーク・ライフ・バランスを推進します。

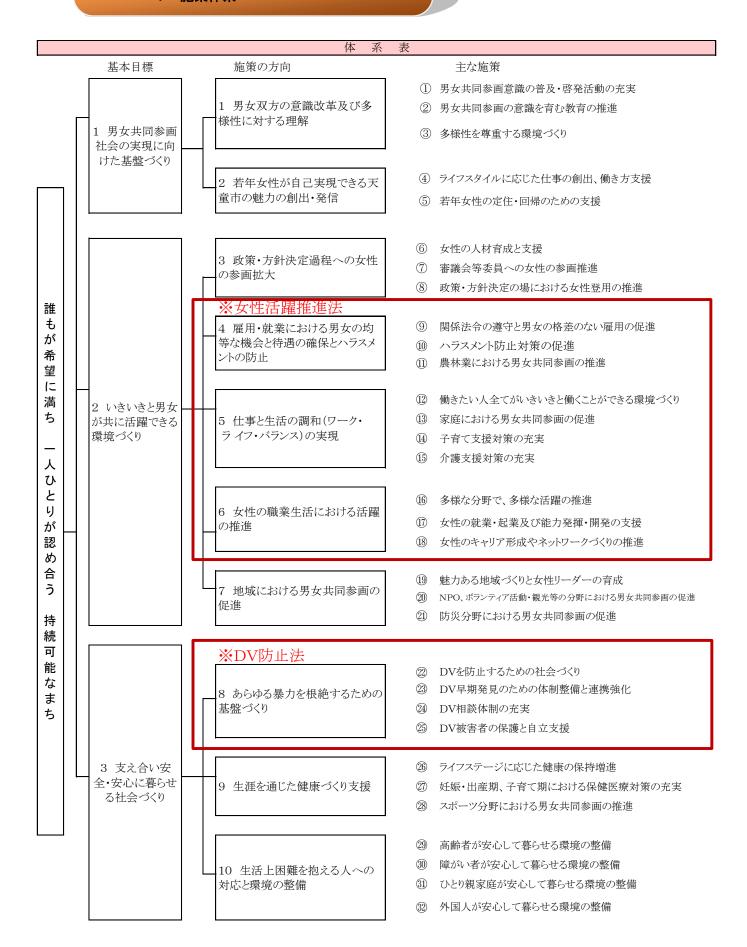
女性リーダーの人材育成を推進し、政治分野等への女性の参画や審議会等委員への積極的な女性の登用をはじめ、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。また、男女共同参画の視点から防災活動への女性の参画を促進します。

基本目標3 支え合い安全・安心に暮らせる社会づくり

地域社会で安全・安心に暮らすために、身近な人による暴力を許さない環境づくりを推進します。また、高齢者・障がい者・ひとり親家庭・外国人等が生活上の貧困等の困難に直面する場合でも、安心して暮らすことができるよう相談機関の周知の強化及び相談者の自立に向けた支援に取り組みます。

女性が安心して妊娠・出産・育児ができるよう保健医療体制の充実を図るなど、男女の ライフステージに応じた健康支援を行い、生涯を通じた心身の健康づくりの支援に取り組 みます。

4 施策体系



5 基本目標に基づく指標

男女共同参画社会の実現を目指して、基本目標に基づく指標として目標値を設定し、達成状況を数値化して把握します。

No.	指標項目	担当課	現状値 令和元年度	目標値 令和8年度	基本	施策の	主な施策
1	男女共同参画に関する講座実施数	市長公室	3回	5回			施策①
2	社会全体で男女共同参画が進んでいると思う人の割合	市長公室	19.2%	30.0%			施策①
3	職場における男女共同参画が進んでいると思う人の割合	市長公室	30.1%	40.0%	基	施策の	施策②
4	家庭における男女共同参画が進んでいると思う人の割合	市長公室	37.0%	40.0%	基本目		施策②
5	中学生に対する男女共同参画の キャリア教育出前講座の開催回数	市長公室 学校教育課	0回	4回	122		施策② 施策④
6	女性団体の公民館利用率	生涯学習課	14.17%	14.50%			施策②
7	20歳から25歳までの女性の転出超過数 (転出者-転入者)	市長公室	40人	20人		施策の 方向2	施策⑤
8	女性を対象とした人材育成講座の開催回数	生涯学習課	3回	5回			施策⑥
9	「生涯学習サポーターバンク」への女性の登録率	生涯学習課	43.8%	45.0%			施策⑥
10	審議会・委員会等における女性委員の構成比率	市長公室	22.8%	30.0%		施策の 方向3	施策⑦
11	女性委員が不在の審議会等の数	市長公室	6件	0件]		施策⑦
12	市職員の管理職における女性の構成比率	総務課	6.0%	14.0%			施策⑧
13	市職員の消防士における女性の構成比率	総務課	0.0%	4.0%			施策⑧
14	女性認定農業者の人数	農林課	5人	7人	本目	施策の 店 向4	施策⑪
15	やまがたイクボス同盟へ加盟した団体数	市長公室	18団体	25団体			施策⑫
16	市男性職員の育児休業取得率	総務課	0.0%	15.0%	標 2	施策の	施策⑫
17	父親の育児参加の割合 (乳幼児健診アンケートより)	健康課	92.0%	100.0%	2	方向5	施策⑬
18	保育所等利用待機児童数	子育て支援課	0人	0人			施策⑭
19	女性活躍推進に関する周知回数	市長公室	0回	3回		施策の 方 向6	施策⑪
20	地域づくり委員会における女性委員の構成比率	生涯学習課	21.8%	22.0%		15 M	施策⑪
21	女性消防団員の割合	消防課	0.7%	1.0%		施策の 方向7	施策②
22	地域自主防災活動等への女性参加率	危機管理室	15.9%	25.0%			施策②
23	DV等の暴力に関する啓発活動の実施回数	子育て支援課 市長公室	0回	1回		施策の 方向8	施策②
24	国民健康保険加入者の特定健診の受診率	保険給付課	50.4%	60.0%			施策億
25	ピンクリボン運動を知っている人の割合	健康課	25.6%	50.0%	基	施策の	施策26
26	女性スポーツ推進委員の人数	文化スポーツ課	10人	13人	本目	方向9	施策②8
27	スポーツイベントの女性参加者数	文化スポーツ課	38.5%	50.0%	標		施策28
28	介護予防事業参加者数	保険給付課	延べ2,422人	延べ3,064人	3		施策②
29	高齢者の健康診査受診率	保険給付課	27.2%	30.0%		施策の 方向10	施策26 施策29
30	いきいきサロン等の社会参加活動への参加者数	保険給付課	延べ10,722人	延べ11,550人			施策②

市の介入や働きかけが難しい分野や、目標数値の設定が困難な分野などの理由で、参考指標項目を新たに設定し、毎年度数値を把握します。

No.	参考指標項目	担当課	現状値 令和元年度
1	DV被害を相談した人の男女別人数	子育て支援課	女性20人、男性0人
2	市職員の年次有給休暇の平均取得日数	総務課	8.9日
3	市議会議員選挙における女性立候補者の人数(割合)	議会事務局	3人(13.6%)
4	女性自治会長の人数	市長公室 生涯学習課	1人
5	女性公民館長の人数	生涯学習課	0人
6	小中学校女性PTA会長の人数	生涯学習課	0人
7	乳がん検診受診者数	健康課	2,503人

第4章 基本目標ごとの施策の方向

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策の方向1

男女双方の意識改革及び多様性に対する理解



男女が共に責任を分かち合い、一人ひとりがその意欲と能力に応じて様々な分野において参画するには、互いの人権を尊重するとともに、男女共同参画社会基本法の理念に沿った社会を構築していく必要があります。

あらゆる層を対象に、男女共同参画の理念を浸透させるとともに、新型コロナウイルス 感染症の拡大時に顕在化した性別による固定的な役割分担意識の改革に向け、国、県並び に市民及び企業が一体となって、教育をはじめとした意識啓発の取組を引き続き進めます。 また、個人を尊重する社会となるよう、多様性について理解する機会を提供します。

指標項目	担当課	現状値 令和元年度	目標値 令和8年度
男女共同参画に関する講座実施数	市長公室	3回	5回
社会全体で男女共同参画が進んでいると思う人の割合	市長公室	19.2%	30.0%
職場における男女共同参画が進んでいると思う人の割合	市長公室	30.1%	40.0%
家庭における男女共同参画が進んでいると思う人の割合	市長公室	37.0%	40.0%
中学生に対する男女共同参画の キャリア教育出前講座の開催回数	市長公室 学校教育課	0回	4回
女性団体の公民館利用率	生涯学習課	14.17%	14.50%

施策① 男女共同参画意識の普及・啓発活動の充実

(1)	多様な分野における意識改革の促進
担当課 【市長公室】 【健康課】	根強く存在する固定的な役割分担や無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)があります。ジェンダー※についての理解を深め、ライフステージに応じた効果的な学習の機会を提供します。

(2)	国及び県等と連携した取組の充実
担当課	
【市長公室】	国及び県と連携しながら、行政、市民及び企業が一体となって、SDGsを踏
【社会福祉課】	まえた人権尊重及び男女平等の意識の確立に向けての取組を継続して推進しま
	す。特に、山形人権擁護委員協議会天童市部会、山形県男女共同参画センター「チ
	ェリア」、山形市男女共同参画センター「ファーラ」と連携した取組を進めます。
(3)	様々な広報媒体を通じた男女共同参画推進に関する意識啓発
担当課	
【市長公室】	ホームページや市報、関係団体の機関紙等のメディアミックスによるマスコミ
【社会福祉課】	を通じて、人権尊重の意識向上を図ります。

※ ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれついての生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。

施策② 男女共同参画の意識を育む教育の推進

(1)	家庭での教育・学習の充実
担当課	
【市長公室】	子どもの意識形成の基礎となる家庭において、男女共同参画を推進するため、
【学校教育課】	子どもを持つ家庭を対象にした学習事業や広報活動を充実します。
【健康課】	
(2)	学校での教育・学習の充実
担当課	
【市長公室】	子どもの社会性を形成する上で重要な小中学校において、人権教育や男女平等
【学校教育課】	教育、国際理解教育の充実を図るほかに、総合的なキャリア教育を推進する際に、
	男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスなどの知識や技術の習得を図り
	ます。また、子どもの進路選択の際には身近な人から影響を受ける場合が多いこ
	とから、本人のみならず教員や保護者にも、性別にとらわれない進路選択に関す
	る理解を促進します。
(3)	地域、職場での教育・学習の充実
担当課	
【市長公室】	市立公民館を活用し、幅広い層の住民に男女共同参画を学ぶ機会を提供すると
【商工観光課】	ともに、家庭、職場及び地域の身近なところから男女共同参画を実践するきっか
【生涯学習課】	けづくりを行います。また、地域の活動をとおした課題の掘り起こしや解決とい
	った取り組みへの支援を行います。

施策③ 多様性を尊重する環境づくり

●実施事業

(1)	性的指向や性自認※等の多様な性への理解促進
担当課	
【市長公室】	性的指向や性自認の多様な性や、障がい者や外国人など社会的困難を抱えてい
【学校教育課】	る様々な属性の人々についての正しい理解を広め、固定観念や偏見をもたないよ
	う、若年層に対する学習活動を推進するとともに、誰もが自分らしく活躍できる環
	境づくりを行います。
	また、対応や配慮の留意点をまとめた性的指向や性自認等対応マニュアルを作成
	します。
(2)	人権特設相談所の設置
担当課	
【社会福祉課】	関係機関等と連携しながら、人権に関する相談所を設置し、困りごとなどの相談
	窓口について周知広報します。

※ 性的指向や性自認 詳細は、16ページに記載

施策の方向2

若年女性が自己実現できる天童市の魅力の創出・発信









人口減少など社会情勢が変化している社会の中で、若年女性の県外流出が顕著であり、 女性の定着・回帰に向けた取組が課題となっています。持続可能な地域社会の発展には、 女性の積極的な受け入れや女性の多様で柔軟な働き方を支えるための環境づくりが重要で

天童市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進し、若年女性から選ばれる「まち」づく りを目指し、女性が活躍できる「ひと」を育成し、多様なライフスタイルに応じた「しご と」の創出を図ります。

指標項目	担当課	現状値 令和元年度	目標値 令和8年度
20歳から25歳までの女性の転出超過数 (転出者-転入者)	市長公室	40人	20人

施策④ ライフスタイルに応じた仕事の創出、働き方支援

●実施事業

(1)	多様な働き方の創出
担当課	

【商工観光課】

【産業立地室】

企業誘致や起業支援による多様な仕事の創出を図るとともに、県と連携し、地 域内の就業希望者や求人の掘起し及びマッチングや、職場環境改善支援、ロール モデル※に関する情報提供を行い、ライフスタイルに応じた仕事を選択できる社 会を目指します。

※ ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいう。

施策⑤ 若年女性の定住・回帰のための支援

(1)	都市部から天童市への女性の定住・回帰を推進
担当課	
【市長公室】	都市部からの移住・定住を推進するため、天童市に関する情報を総合的に発信
	します。
(2)	若年女性が住みやすい地域づくり
担当課	
【市長公室】	女性自身が天童市の魅力を伝え、いきいきと活躍している女性の姿を発信し、
	天童市への定住と回帰を促進します。
	また、女性の地域社会への参画に対して、男性と女性双方の意識改革を促進し
	ます。

基本目標2 いきいきと男女が共に活躍できる環境づくり

施策の方向3

政策・方針決定過程への女性の参画拡大



政策・方針決定過程において男女が共に参画することは、持続可能な社会を生み出すと ともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

国の第4次男女共同参画基本計画策定後、女性の参画については一定の進捗が見られる ものの、諸外国からは大きく差を拡げられています。

本市においては、政策や方針決定に関する委員・審議会等への女性の登用を促進してきましたが、目標値の30%には至っていません。女性の積極的な能力の活用が今後の大きな課題となっています。

また、女性が自らあらゆる領域に参画する意識を高めるとともに、誰もが性別を意識することなく活躍でき、男女が対等な構成員として共に責任を担う社会となることを目指します。

指標項目	担当課	現状値 令和元年度	目標値 令和8年度
女性を対象とした人材育成講座の開催回数	生涯学習課	3回	5回
「生涯学習サポーターバンク」への女性の登録率	生涯学習課	43.8%	45.0%
審議会・委員会等における女性委員の構成比率	市長公室	22.8%	30.0%
女性委員が不在の審議会等の数	市長公室	6件	0件
市職員の管理職における女性の構成比率	総務課	6.0%	14.0%
市職員の消防士における女性の構成比率	総務課	0.0%	4.0%

施策⑥ 女性の人材育成と支援

(1)	各分野への女性の参画の推進
担当課	
【市長公室】	政治、経済、社会等のあらゆる分野における政策・方針決定過程において、
	男女共同参画が推進されるよう、国及び県のほか関係団体が連携して、活躍す
	る女性の人材の育成に努めます。
	また、女性が自らの意思によって自分らしい生き方を選択できる社会を目指
	し、社会のあらゆる分野における活動に積極的に参画できるよう、ニーズに応
	じた情報の提供を行います。

(2)	女性の登用を促進するための「生涯学習サポーターバンク」の活用
担当課	
【生涯学習課】	「生涯学習サポーターバンク」を活用し、公民館等と連携しながら地域で活
	躍する女性の登録を促進します。

施策⑦ 審議会等委員への女性の参画推進

●実施事業

(1)	附属機関(審議会・委員会等)における女性委員の積極的な登用	
担当課		
【市長公室】	政策・方針決定過程において、女性の視点や意見をより多く反映させるため に、審議会・委員会等で女性委員の登用を目指します。また、公募制等も採用 しながら女性の参画を推進します。	
(2)	企業・関係団体における女性委員推薦の協力要請	
(2) 担当課	企業・関係団体における女性委員推薦の協力要請	
, ,	企業・関係団体における女性委員推薦の協力要請 審議会等の委員の選出に当たっては、委員全体の30%以上が女性委員とな	

施策⑧ 政策・方針決定の場における女性登用の推進

(1)	行政における男女共同参画の推進
担当課	
【総務課】	男女共同参画推進について、職員への研修を実施し理解を深めます。女性職
	員の管理職への登用や職員採用について、特定事業主行動計画などにより目標
	値を定め計画的に推進します。
(2)	企業等における男女共同参画の促進
担当課	政策・方針決定の企画段階から女性が参画できるよう、県や関係団体等と連
【市長公室】	携しながら、企業等に対して女性がいきいきと輝いている事例を積極的に紹介
【商工観光課】	し、啓発や情報提供を行いながら促進します。

(3)	自治会における男女共同参画の促進
担当課 【市長公室】 【生涯学習課】	自治会活動だけでなく、方針決定の場にも男女が共に参画できるよう啓発します。 自治会の方針決定の場で、リーダーとして活躍できる女性人材の養成と役員への女性登用の支援を行います。
(4)	市議会における男女共同参画の促進
担当課【議会事務局】	議会における男女共同参画の意義について市民の関心と理解を深めるための取り組みを進め、議員に立候補しやすい環境づくりを推進します。

(天童市職業生活における女性活躍推進計画)

基本目標2に掲げている施策の方向4から施策の方向6までの内容は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」(平成27年法律第64号)第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けています。本市は、この施策の方向4から施策の方向6までを「天童市職業生活における女性活躍推進計画」として、女性の職業生活における活躍を推進します。

施策の方向4

雇用・就業における男女の均等な機会と待遇の確保 とハラスメントの防止



ライフスタイルの多様化に伴い、女性の職場進出が進んでいます。少子高齢化により労働力が不足し、女性の労働力は経済活動を支えるために大きな役割を担い、欠かせない状況にあります。

そのため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、男女雇用機会均等法等の関係法令を周知徹底するほか、性別を理由とする差別的扱いやセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント、パワー・ハラスメント※等が行われない職場づくりを推進します。

また、農業や商工業の自営業者においては、家族従事者として働く女性の労働内容を適正に評価するとともに、経済的な地位の確立を図る必要があります。

男女が共に生きがいや喜びを感じる働き方ができるよう、山形労働局や天童商工会議所、 天童市雇用対策協議会等と連携を図りながら労働環境の整備を目指します。

※ パワー・ハラスメント

職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、 精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為

指標項目	現状値 令和元年度	目標値 令和8年度
女性認定農業者の人数	5人	7人

施策⑨ 関係法令の遵守と男女の格差のない雇用の促進

● 人////	
(1)	男女雇用機会均等法等の関係法令の周知徹底
担当課	
【市長公室】	国、県と連携しながら、事業主だけでなく、労働者に対して雇用機会均等法や、
【商工観光課】	育児・介護休業法、女性活躍推進法の各種制度について、市や各関係機関の機関
	紙等により、広く周知を図ります。

施策⑩ ハラスメント防止対策の促進

●実施事業

(1)	事業主及び労働者に対するハラスメント防止の啓発促進
担当課	
【市長公室】	セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント、
【商工観光課】	パワー・ハラスメントなどの各種ハラスメント防止に係る事業主の雇用管理上の
	措置について周知徹底し、ハラスメントの防止対策を推進します。
	労働者に対しても、ハラスメント防止に向けた啓発とハラスメントの相談窓口
	等の情報提供を行います。

施策① 農林業における男女共同参画の推進

(1)	家族経営協定による就業条件の整備の推進
担当課	
【農林課】	労働時間や家事労働など家族間でルールを決め協定を結び、ワーク・ライフ・
	バランスの推進を図ります。
(2)	女性が能力を発揮できる環境整備
担当課	
【農林課】	レディース・アグリセミナーや情報提供により、職業に誇りを持ち、生きがい
	を感じながら、農業に従事する女性の経営参画を促進します。
	また、認定農業者補助制度等の農業者支援制度の周知を図ります
(3)	女性農業従事者の育成及び農業グループの事業活動を支援
担当課	
【農林課】	農業を経営する女性の育成・支援に取り組みます。また、女性の農業従事者や
	農業グループの起業を支援します。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現



男女共同参画社会につながる取組として、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実践が挙げられます。

働くことを希望する全ての人が仕事と家事・育児・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮でき、多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和がさらに重要となります。

男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤を整備し、企業における多様で柔軟な働き方改革を推進します。

指標項目	担当課	現状値 令和元年度	目標値 令和8年度
やまがたイクボス同盟へ加盟した団体数	市長公室	18団体	25団体
市職員男性の育児休業取得率	総務課	0.0%	15.0%
父親の育児参加の割合 (乳幼児健診アンケートより)	健康課	92.0%	100.0%
保育所等利用待機児童数	子育て支援課	0人	0人

施策⑩ 働きたい人全てがいきいきと働くことができる環境づくり

(1)	ワーク・ライフ・バランスを浸透させるための普及・啓発
担当課	
【市長公室】	仕事と生活の調和を図っていくことの必要性をあらゆる業種へ浸透させるた
【商工観光課】	めの普及・啓発を強化します。
【産業立地室】	「やまがたイクボス同盟」※1への賛同・加盟を促進し、それぞれの組織にお
	ける女性人材の発掘、能力開発、そのための意識変革、働き方改革などの取り
	組みを促進します。
(2)	ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の見直し・年次有給休暇
担当課	取得の促進
【市長公室】	
【商工観光課】	長時間労働の見直し及び育児・介護・年次有給休暇等の取得を促進します。
【産業立地室】	働き方改革関連法に基づく年次有給休暇の取得促進及び柔軟な働き方につい
	て、優良事例等を紹介していきます。
	勤務条件等に関する相談窓口として、県労働委員会が開催する労働相談等の
	周知・広報に努めます。

(3)	中小企業における柔軟な働き方の推進
担当課	
【市長公室】	新型コロナウイルス感染症対策の経験を契機とした、テレワーク※2の導入や
【商工観光課】	オンラインを活用した多様な働き方の選択、男性の育児休業取得の促進等企業
	における柔軟な働き方を推進します。

※1 やまがたイクボス同盟

県内の各経済団体から賛同を得て、企業経営者の参画による「やまがたイクボス同盟」を設立し、職場で共に働く部下の仕事と家庭生活の両立を支援する「イクボス」として、ワーク・ライフ・バランスの普及拡大を進めていく制度。

※2 テレワーク

「情報通信技術(ICT)」を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のことで、Tel(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。

施策⑬ 家庭における男女共同参画の促進

●実施事業

(1)	家庭生活における固定的な性別役割分担意識に関する偏見の解消
担当課	
【健康課】	男性が家事、子育て、介護等に取り組むに当たって、必要となる情報や学
【生涯学習課】	習機会を提供し、家庭における男女共同参画を促進します。
(2)	男性の子育てへの参画の促進
担当課	
【健康課】	父子手帳の配布などにより、男性の子育てへの参画を促進します。
【子育て支援課】	

施策値 子育て支援対策の充実

(1)	保育サービスと放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実
担当課	
【子育て支援課】	保育の受け皿を拡大し、多様な子育てニーズに応じた子育て支援の一層の
	充実を図ります。また、保育園及び放課後児童クラブの施設整備や民間の病
	児・病後児保育施設に対する支援等を行います。
(2)	子育て相談の充実
担当課	
【健康課】	子育ての負担と不安を解消するため、子育て家庭に対する相談体制の充実
【子育て支援課】	を図ります。

(3)	地域子育て支援拠点事業の充実
担当課	
【健康課】	子育て中の保護者が気軽に集い、相互交流や子育てに関する相談ができる
【子育て支援課】	場として、地域子育て支援拠点事業の更なる充実を図ります。
(4)	地域で取り組む子育て支援活動の充実
(4) 担当課	地域で取り組む子育て支援活動の充実
, ,	地域で取り組む子育て支援活動の充実 NPOや地域社会福祉協議会、子育てサークル等が取り組む子育てを応援
担当課	

施策⑮ 介護支援対策の充実

(1)	介護保険制度及び休業制度等についての周知
担当課	
【保険給付課】	介護のために仕事を辞めることなく、仕事と介護の両立ができるよう介護
	保険制度や休業制度などを広く周知します。
	勤務条件等に関する相談窓口として、山形労働局雇用環境・均等室総合労
	働相談コーナー等の周知・広報に努めます。
(2)	市及び地域包括支援センターの窓口における相談機能の充実
担当課	
【保険給付課】	 地域包括支援センターと連携し、介護支援に関する相談機能の充実を図る
	 ほか、虐待等に関する相談事業を行います。
(3)	 医療・介護サービスの充実
担当課	
【保険給付課】	 健康寿命を延伸するために、保健・医療サービスの充実を図ります。また、
【健康課】	保険給付の適正化に取り組み、持続的かつ信頼のある医療・介護保険制度の
	構築と各種制度の連携を図ります。
	1177 C 1 15111/2 - AL1/7 C 12 / 50 / 0

女性の職業生活における活躍の推進



不成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が公布・施行されました。これを機に地域経済や地域社会の活性化を図るために、職業生活を含むあらゆる分野において女性の活躍を進めようとする機運が高まっています。さらに、女性活躍の裾野を広げるため、令和元年には女性活躍推進法が改正されました。

女性の職業生活における活躍を推進するため、多様で柔軟な働き方を推進し、また、就業したいと思っている女性が自分に合った働き方を選択し、安心して働き続けられるような環境づくりを進めます。そのためにも、企業においては女性を対象とした人材育成や能力向上等の取組の充実と、ポジティブ・アクション※による女性参画が推進するよう支援していきます。

また、起業やキャリア形成を目指す女性に対しては、情報の提供や相談業務の充実を図りながら支援を拡充していきます。

※ ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合、差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組。

指標項目	現状値 令和元年度	目標値 令和8年度
女性活躍推進に関する周知回数	0回	3回

施策⑩ 多様な分野で、多様な活躍の推進

(1)	多様で柔軟な働き方の推進
担当課	
【市長公室】	テレワーク導入やオンラインを活用し、多様な業種において働く女性の活躍を
【商工観光課】	推進するため、優良事業所の先進事例の情報提供等を行います。
(2)	女性の学び直しや就業に対する支援
担当課	
【商工観光課】	様々な年代の女性の社会参画を推進するため、「学び直し」によるキャリアア
	ップ、キャリアチェンジの推進に向けた普及・啓発を進めます。また、結婚・育
	児・介護等の理由により退職した女性の就業を支援するため、ハローワーク、県
	福祉人材センター等と連携した職業相談・紹介を推進します。

(3)	女性活躍に資する事業所の取り組みの推進
担当課	

【商工観光課】 【産業立地室】

【市長公室】

女性労働者の積極的な採用や、仕事と家庭の両立に向けた環境整備等の事業所の取り組みを推進するため、女性活躍推進法の改正に基づく、事業主行動計画の対象事業所拡大やえるぼし認定等について広く周知を図ります。

施策① 女性の就業・起業及び能力発揮・開発の支援

●実施事業

(1)	女性人材の育成、能力開発、登用、そのための意識変革、働き方改革への取り
担当課	組み
【商工観光課】	
【産業立地室】	女性活躍推進法に基づき、企業等における女性人材の育成及び能力開発、女性の管理職への登用などを支援し、それぞれの組織の中で意識変革や働き方改革を進めるため、情報提供や普及啓発活動に取り組みます。
(2)	女性起業家に対する支援
担当課	
【商工観光課】	女性の起業家を支援するため、段階に応じたきめ細かい支援を行います。天童
	商工会議所等の関係機関と連携しながら、相談業務や情報提供を行います。

施策® 女性のキャリア形成やネットワークづくりの推進

(1)	女性のキャリア形成の支援
担当課	
【市長公室】	チャレンジしたいと考えている女性の人材育成や職業能力を開発する取組
【商工観光課】	を、関係機関と連携しながら支援します。また、女性の採用や管理職登用に向
	けた女性の参画を積極的に推進する(ポジティブ・アクション)企業の取組を
	支援します。
(2)	女性のキャリアについて考える交流・連携の促進
担当課	
【市長公室】	関係機関と連携しながら、女性のキャリアについて考えるセミナーや相談会
【商工観光課】	等を開催し、ネットワークや交流の場づくりを促進します。

地域における男女共同参画の促進



人口減少社会を迎え、将来にわたって持続可能な地域コミュニティーを維持するには、 男女が共同で地域活動に参画する機運を高め、より豊かで魅力ある地域づくりを進める必 要があります。

福祉、環境、防災等様々な地域での活動に女性が参画し、新たな視点や発想を取り入れることが、課題の発見や地域の活性化につながります。

男性が中心となって進めてきたこれまでの地域活動を見直し、女性が地域活動に参画できる環境の整備と意識改革を進めます。

指標項目	現状値 令和元年度	目標値 ^{令和8年度}
地域づくり委員会における女性委員の構成比率	21.8%	22.0%
女性消防団員の割合	0.7%	1.0%
自主防災活動等への地域女性参加率	15.9%	25.0%

施策⑨ 魅力ある地域づくりと女性リーダーの育成

(1)	地域連携による男女共同参画に関する研修会の開催
担当課	
【市長公室】	地域活動の担い手が性別や年齢等により役割が固定化されることがないよ
【生涯学習課】	う、男女共同参画の視点でより豊かで魅力ある地域づくりの活動を進めるため
	に、地域いきいき講座や研修会の開催など、学習の機会を提供します。
(2)	女性リーダーの育成と組織の活性化
(2) 担当課	女性リーダーの育成と組織の活性化
	女性リーダーの育成と組織の活性化 天童市女性団体連絡協議会の支援を引き続き行い、団体同士の連携を図りま
担当課	
担当課	天童市女性団体連絡協議会の支援を引き続き行い、団体同士の連携を図りま

施策② NPO、ボランティア活動・観光等の分野における男女共同参画の促進

●実施事業

(1)	NPOなどの活動への支援
担当課	
【市長公室】	性別や年齢などに関わらず、身近な地域でのNPO、ボランティア活動に参
	加しやすい環境づくりに取り組みます。
(2)	観光分野等における女性の人材確保
担当課	
【商工観光課】	将棋、天童温泉、フルーツなど地域の強みである地域資源を活かしながら、
	観光振興や文化などの伝承を支援し、人材確保に努めます。

施策② 防災分野における男女共同参画の促進

男女共同参画の視点に立った防災計画の策定
男女共同参画の視点に立った地域防災計画等の策定を行います。防災会議の
女性委員の割合を増やし、政策・方針決定過程に女性の参画を推進します。
女性の視点を取り入れた災害対策の推進
これまでの災害で得た様々な経験や教訓を共有し、今後に活かしていくため
に、女性の視点を取り入れた災害用備蓄物資の整備を進めます。また、多様な
ニーズを踏まえた避難所の運営体制の整備等を進め、防災対策の拡充を図りま
す。
防災活動への男女共同参画の推進
地域コミュニティーにおける防災活動分野での男女共同参画を推進します。
女性消防団員への加入促進
女性消防団員の加入促進に向けた積極的な取組を行います。

基本目標3 支え合い安全・安心に暮らせる社会づくり

(天童市 D V 防止基本計画)

基本目標3に掲げている施策の方向8の内容は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(**DV防止法**)」(平成13年法律第31号)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けています。本市は、施策の方向8に掲げる施策を「天童市DV防止基本計画」として、配偶者等に対する暴力の根絶と、被害者の支援を推進します。

施策の方向8

あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり



タ近な人から受ける暴力 [DV(ドメスティック・バイオレンス)] は、人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼします。

DV被害等の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、 社会的・構造的な問題があると言われており、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・ サービス)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの拡がりに伴い、 SNSを利用した性犯罪や暴力等が一層多様化しているため、新しい形の暴力に対して迅 速かつ的確に対応していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力を根絶するため、幼少期から人権を尊重すること などの教育を通じて、加害者・被害者・傍観者にさせない社会環境の整備に向けた取組を 進めます。

また、DV被害等を受けた人が安心して生活するための施策として、被害者が孤立することなく、安心して相談できる体制を確保するなど、被害者の立場に立ったきめ細かな対応を行います。さらに、暴力の影響から回復するための精神的・心理的支援、就業支援など、自立に向けた総合的な支援を行います。

指標項目	現状値 令和元年度	目標値 令和8年度
DV等の暴力に関する啓発活動の実施回数	0回	1回

施策② DVを防止するための社会づくり

●実施事業

(1)	関係機関との連携による「女性に対する暴力をなくす運動」等に合わせた女性
担当課	に対する暴力防止の普及
【市長公室】	
【社会福祉課】	関係機関と連携を図りながら「女性に対する暴力をなくす運動」、「男女共同
【子育て支援課】	参画週間」、「人権週間」等を通じて、女性の人権に関する意識啓発を行うとと
	もに、性犯罪等の被害防止対策を推進し、被害者に支援の情報が届くよう普及
	を行います。
(2)	DV防止に向けた対策の推進
担当課	
【市長公室】	加害者や被害者を生まないために、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教
【学校教育課】	育・学習の充実を図ります。特にコミュニティーサイトやSNS等を通じた性
	犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、メディア・リ
	テラシー※の向上等の充実を図ります。

※ メディア・リテラシー

情報を伝達する媒体(メディア)を使いこなす基礎的な素養のこと。メディアを通じて情報を取得・収集し、 取捨選択および評価・判断する能力や、自らの持つ情報をメディアを通じて適切に発信できる能力。

施策② DV早期発見のための体制整備と連携強化

(1)	人権擁護委員、民生児童委員等の活動を通じた情報提供
担当課	
【社会福祉課】	山形人権擁護委員協議会天童市部会や民生児童委員等をはじめ、関係機関及
	び各種団体と情報交換を行うなど連絡体制を強化します。
(2)	DV被害や児童虐待の早期発見に向けた医療機関や学校、相談窓口等との連携
担当課	強化
【健康課】	
【子育て支援課】	医療機関や学校、児童相談所や警察等の関係機関との連携を強化し、DV被
【学校教育課】	害や児童虐待の早期発見と早期対応に取り組みます。

施策② DV相談体制の充実

●実施事業

(1)	相談員の研修、相談窓口の周知及び相談体制の充実
担当課	
【子育て支援課】	相談者に対して適切な情報提供及び助言を行う体制を整備するため、相談員
	等の研修を充実させるとともに、相談窓口を周知します。
	令和2年10月に導入された全国共通の「DV相談ナビ」短縮ダイヤル「#8
	008 (はれれば)」、チャット・メールで相談を行う「DV相談+(プラス)」
	及び最寄りのワンストップ支援センターにつながる「#8891(はやくワン
	ストップ)」について、市でも積極的に周知を行います。

施策③ DV被害者の保護と自立支援

●実施事業___

(1)	関係機関との連携による一時保護の実施
担当課	
【子育て支援課】	警察や女性相談センター等の関係機関との連携を強化して、DV被害者の一
	時保護について適正かつ速やかに対応します。
(2)	加害者対策の取り組み
担当課	
【社会福祉課】	暴力による被害者支援の一環として、加害者の対策について県の取り組みに
【保険給付課】	応じて対応していきます。
【子育て支援課】	
(3)	身体的・精神的な回復を図るためのケアの充実
担当課	
【子育て支援課】	母子生活支援施設と連携し、心身の回復を図るため、DV被害者へのケアを
	充実し、被害者の立場に立って総合的に対応します。
(4)	安心して生活するための就労情報の提供
担当課	
【子育て支援課】	生活上の困難を抱えているDV被害者に対して、ハローワーク等の関係機関
	と連携し、各種制度の活用による就業支援を行います。

施策の方向9

生涯を通じた健康づくり支援







人生 100 年時代を見据え、生涯にわたる健康の実現に向け、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会を支える基盤となります。また、生涯を通じて健康を保持・増進することは、安心して生活するために大切なことです。

市民のヘルスリテラシー※を向上させるとともに、ライフステージごとの課題や、健康を阻害する社会的要因や貧困等への対応も含め、心身の健康づくりを支援し、健康を自己管理できるような教育を行い、生涯をとおした心身の健康づくりを進めます。

※ ヘルスリテラシー…健康について最低限知っておくべき知識

指標項目	担当課	現状値 令和元年度	目標値 令和8年度
国民健康保険加入者の特定健診の受診率	保険給付課	50.4%	60.0%
ピンクリボン運動を知っている人の割合	健康課	25.6%	50.0%
女性スポーツ推進委員の人数	文化スポーツ課	10人	13人
スポーツイベントの女性参加者数	文化スポーツ課	38.5%	50.0%

施策⑩ ライフステージに応じた健康の保持増進

(1)	生涯を通じた男女の健康相談の充実
担当課	
【健康課】	生涯にわたる男女の健康づくりを支援するため、健康相談を充実します。特に
【学校教育課】	女性については、ライフステージに応じた健康保持の促進とともに、変化する心
	身を適切に管理できるよう、学校教育や広報活動等により健康増進に関する知識
	の普及を行います。
(2)	健康診査及び健康教育の充実
担当課	
【健康課】	子宮がん検診・乳がん検診の受診向上に向けた取組を行うとともに、健康診査
	や健康教育を実施し、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。
(3)	こころの健康づくりに関する情報提供、相談機能の充実
担当課	
【健康課】	家庭・職場等での悩みやストレス、うつ病等についての情報提供と、女性だけ
【子育て支援課】	でなく男性も利用しやすい相談機能の充実に取り組みます。

(4)	思春期保健指導の推進
担当課	
【学校教育課】	男女が互いの身体的性差の理解を深めるため、スクール相談員やカウンセラー
	と連携し、学校教育の中で児童生徒に対し、健康と性に関する正しい知識の教育
	を行います。
(5)	運動習慣の定着の推進
担当課	
【保険給付課】	健康寿命の延伸を図るため、暮らしの中に運動習慣を取り入れる取組を進めま
【健康課】	す。また、健康マイレージ事業等あらゆる機会を通して、ロコモティブシンドロ
	ーム※1 予防やフレイル※2 予防の普及に努めます。

%1 ロコモティブシンドローム…運動器の障がいや、衰えによって、歩行困難など要介護になるリスクが高まる状態のこと。 %2 フレイル…高齢期に運動処理能力、認知機能、栄養状態などが低下することでストレスに対する脆弱性を増し、生活機能障害、要介護状態、死亡などに陥りやすい状態を表す。

施策② 妊娠・出産期、子育で期における保健医療対策の充実

(1)	特定不妊治療費助成事業の推進
担当課	
【健康課】	不妊治療に要する高額な医療費について助成を行い、経済的負担の軽減を図りま
	す。また、不妊症は夫婦共に身体的・心理的な負担が大きいため、寄り添った相談
	支援を行います。
(2)	妊婦健康診査事業の推進
担当課	
【健康課】	早産・低出生体重児の予防及び妊婦健診にかかる費用の助成を行い、経済的負担
	の軽減を図り、妊婦健診を適切な時期に受け、妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出
	産が迎えられるよう支援します。
(3)	妊娠期から子育て期の健康支援の充実
担当課	
【健康課】	男女が共同して育児ができるよう、両親教室等で父親の育児参加について情報提
	供を行います。また、妊娠後期の健康相談「ぴよママ安心パック事業」や乳児訪問
	等の機会を捉え、安心して子どもを生み育てることができるよう「切れ目のない支
	援」を目指します。

(4)	医療機関との連携による相談体制の充実
担当課	
【健康課】	支援が必要な妊産婦について産科医療機関と情報を共有し、誰もが安心して妊
	娠・出産、子育てできるよう相談支援体制の充実を図ります。

施策圏 スポーツ分野における男女共同参画の推進

(1)	住民のニーズに応じたスポーツイベントの開催
担当課	
【文化スポーツ課】	心身共に健康で活力ある生活ができるよう、気軽にスポーツに取り組むことがで
	きる環境を整備し、幅広い年齢層の女性の運動・スポーツへの参加促進に向けた機
	会の提供を行います。
(2)	スポーツリーダーの育成
担当課	
【文化スポーツ課】	関係団体と連携して、気軽にスポーツを楽しむための指導者を養成・育成します。
	また、女性がスポーツに関わる事業等を開催することにより、女性の生涯にわたる
	スポーツ活動を促進します。

生活上困難を抱える人への対応と環境の整備



/ 誰もが安心して暮らしていくためには、日々の生活の中で不安を抱えることがないよう環境を整備していくことが重要です。

高齢者や障がい者、外国人が社会から孤立することなく、地域住民との支え合いにより安心して暮らせるような取組や、子どもの養育や経済面の不安を抱えがちなひとり親家庭の社会的・経済的な自立に向けた総合的な取組が求められています。とりわけ女性は、経済社会において非正規雇用労働者の割合が高いことなどから、貧困等生活上の困難に陥りやすく、セーフティネットの機能として、相談体制の充実などの多様な支援を行うとともに、貧困等を防止するための取組も重要です。

年齢や障がいの有無、国籍や文化の違いなどで困難な状況に置かれている人が、一人ひとりの能力と個性を発揮し、安心して社会参加できる環境の整備を地域や関係機関と連携しながら進めます。

指標項目	担当課	現状値 令和元年度	目標値 令和8年度
介護予防事業参加者数	保険給付課	延べ2,422人	延べ3,064人
高齢者の健康診査受診率	保険給付課	27.2%	30.0%
いきいきサロン等の社会参加活動への参加者数	保険給付課	延べ10,722人	延べ11,550人

施策② 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

(1)	相談体制の充実
担当課	
【保険給付課】	不安を抱えている高齢者等の相談窓口の充実を図ります。また、関係機関と
	連携し、介護サービスの必要な方に対して適切なサービス利用の調整等を行い
	ます。
(2)	高齢者世帯等への支援
担当課	
【保険給付課】	一人暮らしの高齢者や高齢者世帯に対して、地域内の見守りや支え合いなど
	の必要な支援を行うほか、高齢者の孤立や虐待の未然防止を図るため、地域及
	び地域包括支援センター等と連携しながら協働による支援を行います。

(3)	高齢者の社会参加活動の促進
担当課	
【保険給付課】	いきいきサロン等の地域での事業を充実させ、高齢者の社会参加活動を促進
【社会福祉課】	するとともに、社会的孤立感の解消や閉じこもり防止や認知症予防を図り、安
	心して暮らせるような支援を行います。また、高齢者の就業機会の確保の拡大
	を図ります。
(4)	健康寿命の延伸
担当課	
【保険給付課】	高齢者に対して定期的な健康状態のチェックをするため、健康診査の受診勧
【健康課】	奨、介護予防や認知症予防に取り組みます。
(5)	地域との連携強化
担当課	
【社会福祉課】	地域社会福祉協議会や民生児童委員等と行政が協働による高齢者への支援
	を強化します。

施策③ 障がい者が安心して暮らせる環境の整備

(1)	相談体制の充実
担当課	
【社会福祉課】	障がい者の様々な困りごとについて対応する相談体制の充実を図ります。
(2)	障がい福祉サービスなどの支援制度の充実と雇用・就労支援の強化
担当課	
【社会福祉課】	障がい福祉サービス等の充実を図るとともに、支援制度の情報を提供しま
	す。一人ひとりの能力と個性を発揮できる社会の実現を目指して、雇用・就労
	支援を強化し、社会参加ができるよう支援します。
(3)	市民活動団体等との連携強化
担当課	
【社会福祉課】	市民活動団体や地域と行政との協働により障がい者への支援を行います。

施策③ ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備

●実施事業

(1)	相談体制の充実
担当課	
【子育て支援課】	経済的・精神的な生活の不安を解消できるよう、母子父子自立支援員やひと
	り親家庭応援センター等の関係機関による相談体制を充実します。
(2)	ひとり親家庭への経済的な支援
担当課	
【保険給付課】	ひとり親家庭の自立に向けて、医療費をはじめ、子育てや教育等に係る経済
【子育て支援課】	的な負担軽減を図ります。また、非正規雇用労働者などの困難を抱える女性の
【商工観光課】	就労支援などを行います。

施策② 外国人が安心して暮らせる環境の整備

(1)	相談体制の充実
担当課	
【市長公室】	外国人の様々な困りごとについて対応する相談体制の充実を図ります。
(2)	外国人の社会参加と国際交流の推進
担当課	
【市長公室】	市内在住外国人が個々の能力や個性を発揮し、安心して地域社会へ参加し、
	地域住民と交流できるよう、関係機関と連携しながら必要な情報や支援を提供
	します。
(3)	日本語学習の支援
担当課	
【市長公室】	国際交流協会等の関係機関と連携し、外国人の日本語学習の機会を拡充し、
	地域で安心して暮らせるよう支援します。

第5章 計画の推進

1 庁内推進体制の整備強化

近年の社会経済構造の急速な変化の中で、男女共同参画を取り巻く環境は、大きく変化してきました。その変化に対応するため、第四次計画の施策は広範囲で総合的な分野に及んでいます。本計画の実施事業の進捗状況の把握に努めながら、男女共同参画を推進します。

2 関係団体と行政との連携

平成13年度に設置された「天童市男女共同参画社会推進委員会(以下、「推進委員会」という。)」等と行政との連携を図り、男女共同参画の推進を効果的に進められるよう取り組みます。特に、推進委員会では、第四次計画に掲げた男女共同参画関連施策に関する幅広い意見を聴取するとともに、男女共同参画を推進する効果的な事業を市と協働により実施します。

3 国、県及び近隣自治体との連携

第四次計画は、男女共同参画社会基本法及びDV防止法、さらには女性活躍推進法に基づく本市の基本計画であり、国、県との調整を図りながら、効果的な施策の展開を図ります。

また、近隣自治体とも連携しながら広域的な男女共同参画の取組を進めます。

4 数値目標の設定

男女共同参画の推進を全市的な問題として捉え、取組による成果の検証を行うため、 第四次計画では指標の数値目標を設定します。男女共同参画の推進に係る施策の進行 管理を、数値目標の達成状況により把握し、事業の評価を行います。

5 進捗状況の公表

男女共同参画の取組についての検証による評価の結果と取組状況については、毎年度公表します。



第四次天童市男女共同参画推進計画